平成２５年（フ）第４１５号
茨城県東茨城郡大洗町五反田424番地
破産者　竹島　明子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４１７号
茨城県鹿嶋市大字和621番地１　方喰ハイツＢ－２、居所茨城県鉾田市青山1153－１
破産者　東峰　敬子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４８２号
札幌市中央区南14条西11丁目３番23―705号
破産者　横山　泰博
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０５号
北海道千歳市北斗１丁目12番13号
破産者　横山　昭平
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８号
群馬県前橋市南町４丁目39番地11　清水第３マンション201号
破産者　飯島　和子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５７号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字上家左川125番地の６、開始決定時の住所愛知県大府市月見町５丁目153番地　グレイス田中２Ｂ号
破産者　原田　　守
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９９号
愛知県津島市瑠璃小路２―158―２、開始決定時の住所愛知県愛西市町方町大原52番地
破産者　黒田勝量こと　黒田　勝一
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７４号
名古屋市東区豊前町３丁目19番地の１　カーサスＡ、開始決定時の住所名古屋市千種区大島町１丁目31番地　フレンズビル201号
破産者　市原　貞秋
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４０号
三重県桑名市藤が丘３丁目1013番地
破産者　濵田　兼次
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６号
京都市右京区西京極北大入町82番地２、開始決定時の住所京都市左京区上高野下荒蒔町６番地３　藤和宝ヶ池ホームズ212号
破産者　増田　敦士
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
大分市下郡南５丁目７番32号　フレグランスＭ―Ａ203
破産者　佐藤　弘明
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目52番８号　徳永アパート102号
破産者　前原　五夫
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭102番地２
破産者　野原　　清
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２６号
北海道芦別市北６条西３丁目16番地　やよい団地78号
破産者　青木　義則
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
山形県東根市神町中央２丁目10番22号
破産者　髙木眞紀子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６５０号
東京都渋谷区渋谷１丁目15番19号、開始決定時の住所横浜市都筑区早渕３丁目34番49号
破産者　小林　由佳（旧姓沖）
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４６号
横浜市金沢区寺前１丁目11番９号
破産者　粟飯原賢次
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４９号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目29番11号　ブルーマリン101号
破産者　松本　正彦
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部